

奄美市換地確定図の謄写図面交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、奄美市の所管する公簿の換地確定図の謄写図面（以下「図面」という。）の交付について必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(交付申請)

第2条 図面の交付を受けようとする者は、換地確定図交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(図面の交付)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、この内容を審査し、図面を交付することが適当であると認めるときは、速やかに図面を交付するものとする。

(手数料)

第5条 手数料は、奄美市手数料条例（平成18年奄美市条例第80号）第2条の規定の図面の謄写に係る手数料とする。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。